

2021（令和3）年8月3日

## 声 明

優生保護法被害兵庫弁護団

優生保護法による被害者とともに歩む兵庫の会

本日、神戸地方裁判所第2民事部（小池明善裁判長）は、優生保護法による被害者5名の国家賠償請求を棄却する判決を言い渡した。

本判決は、原告ら5名への手術がいずれも優生保護法が定める優生条項に基づく手術であることを認めた。そして、優生保護法は立法目的が極めて非人道的で個人の尊重を基本原理とする日本国憲法の理念に反することは明らかとしたうえ、幸福追求権・自己決定権を保障する憲法13条、不合理な差別的取扱を禁止する憲法14条1項、家族に関する事項について個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきとした憲法24条2項に違反すると判示し、このように違憲の優生条項を廃止しなかった国会議員の違法行為により原告ら5名の手術による損害が生じたものとして原告ら5名は損害賠償請求権があることを認めた。

しかしながら、機械的に除斥期間の規定を適用し、国家賠償法4条・民法724条後段が定める20年の除斥期間の経過を理由に、原告らの損害賠償請求権は消滅したとして原告らの請求を棄却した。

また原告らが主張した、優生思想及び国策としての優生政策によって助長された障害者に対する偏見や差別を根絶すること、そのために必要な立法政策を講じる義務について、判決は、それらが国会議員の職責であるとしながらも、その立法すべき内容が一義的に明確ではなく、国会の裁量的権限に委ねられるべきであるとして、国会議員が立法措置を講じなかったことを違法とはいえないと判示した。さらに、厚生大臣及び厚生労働大臣においては法律の改廃について固有の権限を有しないこと等を理由に、偏見差別の解消をはからなかったことについて作為義務違反があったとはいえず、違法はないとした。

これらの判断は、裁判所が、立法と行政が生じさせた深刻な被害から目を背け、国が犯した重大な人権侵害の責任を同じ国の機関である裁判所が負罪するという不当なものであり、かつ被害を受けた原告らが再び権利を否定

される二重の被害を受けたというに等しい。本判決の結論は、人権の最後の砦としての司法の役割を放棄したものとわがざるを得ず、断じて容認できない。

国は、優生保護法を制定し、障害者に「不良」との烙印を押し、長年にわたり優生政策を推進することで、社会の隅々にまで優生思想を植え付けてきた。1996（平成8）年には優生条項を削除したものの、その後も今に至るまで、責任を認めて被害者に謝罪することはなく、優生思想を除去するための取り組みも怠り続けてきた。その結果、社会には今もなお、優生思想および障害者に対する偏見差別が根深く残っているのが現実である。優生保護法問題はいまだ終わっておらず、被害は今も続いている。

現在までに8地裁1支部で25名の原告が訴訟を提起したが、そのうち4名は既に亡くなっている。被害者の高齢化は進み、解決には一刻の猶予もない。

本判決は、原告らの請求を棄却しながらも、旧優生保護法の優生条項が日本国憲法に違反することが明白であるにもかかわらず、同条項が半世紀もの長きにわたり存続し、個人の尊厳が著しく侵害されてきた事実を真摯に受け止め、旧優生保護法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有することを理由に心身に多大な苦痛を受けた多数の被害者に必要かつ適切な措置がとられ、現在においても同法の影響を受けて根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するために積極的な施策が講じられることを期待したい、と判示している。

我々は、あらためて優生保護法問題の全面的な解決に向け、差別のない誰もが人間としての尊厳が守られる社会の実現を目指し、これからも全力を尽くしていく。

以 上